

利根町過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

令和 3 年 9 月

(令和 4 年 8 月一部改正)

(令和 5 年 3 月一部改正)

茨 城 県 利 根 町

目次

1	基本的な事項	1
(1)	利根町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	行財政の状況	5
(4)	地域の持続的発展の基本方針	7
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	7
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	7
(7)	計画期間	8
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	8
2	移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成	9
(1)	現況と問題点	9
(2)	その対策	10
(3)	計画	11
3	産業の振興	12
(1)	現況と問題点	12
(2)	その対策	13
(3)	計画	15
(4)	産業振興促進事項	16
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	16
4	地域における情報化	17
(1)	現況と問題点	17
(2)	その対策	17
(3)	計画	18
5	交通施設の整備, 交通手段の確保	19
(1)	現況と問題点	19
(2)	その対策	19
(3)	計画	20
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	23
6	生活環境の整備	24
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	25
(3)	計画	26
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	27

7	子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	29
(3)	計画	31
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	32
8	医療の確保	33
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	33
(3)	計画	34
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	34
9	教育の振興	35
(1)	現況と問題点	35
(2)	その対策	36
(3)	計画	37
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	42
10	集落の整備	444
(1)	現況と問題点	444
(2)	その対策	444
(3)	計画	444
11	地域文化の振興等	45
(1)	現況と問題点	45
(2)	その対策	45
(3)	計画	46
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	46
12	再生可能エネルギーの利用の促進	47
(1)	現況と問題点	47
(2)	その対策	47
(3)	計画	47
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	48
(1)	現況と問題点	48
(2)	その対策	48
(3)	計画	49
	事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	50

利根町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 利根町の概況

ア 町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

茨城県利根町は、都心から 40km 圏の茨城県南端に位置し、北は龍ヶ崎市、東は河内町、西は小貝川を挟み取手市、南は利根川を挟んで千葉県我孫子市、印西市に接する県境地域にあります。地形は全体の 97%が平地、山林はわずか 3%という平坦な土地柄です。

町域は、東西 8.3km、南北 5.2km、総面積 24.86 km²で、県内 44 市町村の中でも、3 番目に小さな面積となります。

気候は、年間平均気温 14.5℃、平均降水量は 1,345mm であり、気候区分としては暖温帯となります。

本町は、江戸時代には、利根川水運の河岸場、宿場町として、また、江戸から水戸方面に通じる佐竹街道の要衝としても栄えた町で、昭和 30 年に、布川町、文村、文間村、東文間村の 1 町 3 村が合併し、現在の利根町が誕生しました。

イ 町における過疎の状況

本町の人口は、昭和 45 年に首都圏整備法による近郊整備地帯に指定されたことを契機に都市化の波が押し寄せ、首都圏のベッドタウンとして次々と住宅開発が行われ、年々人口が増加し、昭和 50 年の国勢調査による人口が 9,504 人に対し、平成 2 年には 20,511 人と飛躍的に増加しました。

しかし、住宅団地開発が一段落し、転入増となる要因がなくなると、転入当時に幼少期だった年齢層の転出や、都心回帰等の進行により、平成 2 年以降は、減少に転じ平成 27 年には 16,313 人となりました。

また、住宅団地開発による影響は、高齢化率にも現れており、平成 2 年は 9.7%であったが、平成 27 年には 38.2%と高齢化が急速に進展しました。

そのような中、平成 29 年 4 月 1 日の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、過疎地域の指定を受け、「利根町過疎地域自立促進計画」に基づき、産業の振興や交通通信体系の整備、生活環境の整備などの施策に取り組んできました。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町の産業別人口は、就業人口の減少とともに、第 1 次産業から、第 2 次産業・第 3 次産業への移行が年々進み、基幹産業である農業が、高齢化や後継者不足などにより年々減少傾向にあり、遊休農地の増加などから、農地の基盤整備事業等による生産基盤の整備を進めるとともに、効率的な経営規模の拡大と経営の近代化のほか、経営感覚に優れた能力を持った農家や生産組織など、企業的農業経営体の育成を図る必要があります。また、商業では、地域商業を支えてきた個人商店は、農業と同様に、高齢化や後継者不足などにより、空き店舗が増加し商店街の賑わいがなくなっていることから、商工会と連携し、ビジネスの創出を支援するため、起業や創業しやすい環境整備の取組が求められています。また、観光では、貴重な観光資源や地域資源の

継続的な維持管理と施設の充実を図るとともに、町内飲食店や小売店の情報も合わせて、町公式 SNS や観光アプリ等を活用して、積極的に情報発信し、交流人口の拡大を図る必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、表 1-1 (1) のとおり、昭和 35 年の国勢調査時の 9,279 人に対し、昭和 50 年には 9,504 人と 225 人増、15 年間で 2.4% の増加であったが、昭和 50 年の 9,504 人に対し、平成 2 年には 20,511 人となり、11,007 人増、15 年間で 115.8% と、飛躍的に増加しました。

その後は減少傾向に転じ、平成 2 年と比較して、平成 17 年では 18,024 人の 2,487 人減、平成 22 年では 17,473 人の 3,038 人減となり、平成 27 年では、16,313 人の 4,198 人減となり、25 年間の減少率が 20.4671% (小数点第 3 位以下順次四捨五入で過疎地域要件の 21% 以上) となっています。

年齢層別にみると、表 1-1 (1) のとおり最も人口の多い平成 2 年と平成 27 年の比較では、0 歳から 14 歳までの年少人口が 67.9% 減、15 歳から 29 歳までの若年者人口が 61.0% 減と大幅な減少となっています。

その一方で、65 歳以上の高齢者人口は、1,982 人から 6,232 人と約 3.1 倍となり、急激的に少子高齢化が進んでいます。

人口の見通しは、表 1-1 (2) のとおり、第 2 期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン (令和 2 年 3 月改定版) では、令和 12 年に 12,889 人、令和 27 年に 9,104 人、令和 42 年に 6,516 人と、今後も人口減少が続くと見込まれます。

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

町の産業別人口は、表 1-1 (3) のとおりであり、就業人口総数については、昭和 50 年に 4,762 人であったものが、ピーク時の平成 7 年には 9,743 人になり、人口減少及び団塊の世代の方達の離職等により、平成 27 年には 6,773 人まで減少しました。

町の基幹産業である第 1 次産業就業人口比率は、昭和 50 年に 34.0% であったものが、平成 27 年には 4.2% と大きく減少し、また、第 2 次産業就業人口比率は、昭和 50 年に 26.8% であったものが、平成 27 年には 23.0% と僅かに減少しました。その一方、第 3 次産業就業人口が、昭和 50 年の 39.2% から、平成 27 年には 69.9% と増加しており、就業構造が変化しています。今後も人口減少、少子高齢化に比例して、人材の流出や後継者不足が続くものと想定されます。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 9,279	人 9,504	% 2.4	人 20,511	% 115.8	人 20,202	% △1.5	人 19,033	% △5.8
0 歳～14 歳	2,953	2,056	△30.4	4,448	116.3	3,004	△32.5	2,131	△29.1
15 歳～64 歳	5,597	6,479	15.8	14,081	117.3	14,782	5.0	13,987	△5.4
うち 15 歳～ 29 歳(a)	2,127	2,350	110.5	4,042	72.0	4,739	17.2	4,207	△11.2
65 歳以上 (b)	729	969	3.3	1,982	104.5	2,402	21.2	2,912	21.2
(a)/総数 若年者比率	22.9%	24.7%	—	19.7%	—	23.5%	—	22.1%	—
(b)/総数 高齢者比率	7.9%	10.0%	—	9.7%	—	11.9%	—	15.3%	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 18,024	% △5.3	人 17,473	% △3.1	人 16,313	% △6.6
0 歳～14 歳	1,787	△16.1	1,721	△3.7	1,426	△17.1
15 歳～64 歳	12,651	△9.6	10,836	△14.3	8,184	△24.5
うち 15 歳～ 29 歳(a)	3,115	△26.0	2,227	△28.5	1,576	△29.2
65 歳以上 (b)	3,585	23.1	4,915	37.1	6,232	△26.8
(a)/総数 若年者比率	17.3%	—	12.7%	—	9.7%	—
(b)/総数 高齢者比率	19.9%	—	28.1%	—	38.2%	—

※年齢不詳は含まない

表 1-1(2) 人口の見通し（第 2 期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン）

（単位：人）

年 (西暦)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 27 年 (2045 年)	令和 42 年 (2060 年)
人口	16,313	15,083	14,043	12,889	9,104	6,516

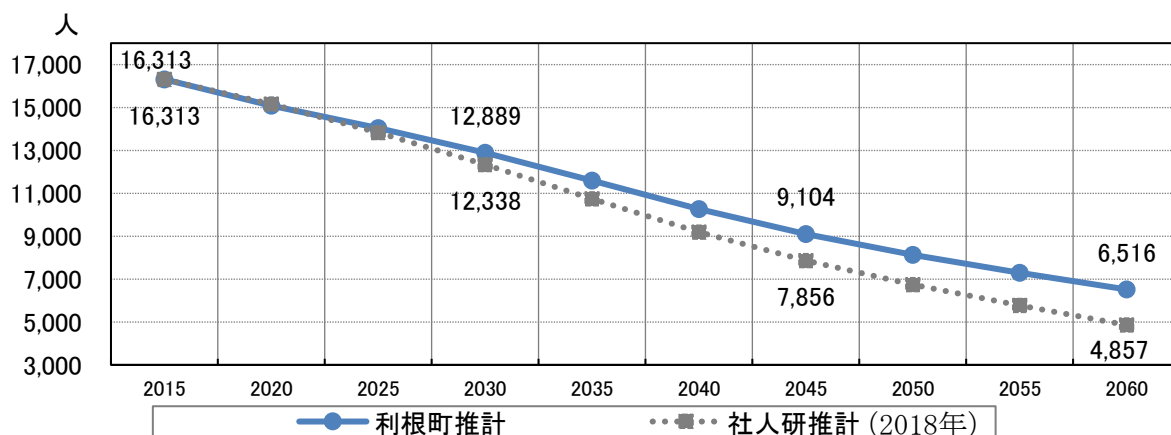


表 1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,978 人	4,762 人	△4.3%	9,014 人	89.3%	9,743 人	8.1%	9,714 人	△0.3%
第一次産業 就業人口比率	69.4%	34.0%	—	8.5%	—	5.2%	—	5.1%	—
第二次産業 就業人口比率	11.3%	26.8%	—	33.5%	—	32.2%	—	28.9%	—
第三次産業 就業人口比率	19.3%	39.2%	—	57.6%	—	62.6%	—	65.3%	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	8,810 人	△9.3%	7,744 人	△12.1%	6,773 人	△12.5%
第一次産業 就業人口比率	4.7%	—	3.8%	—	4.2%	—
第二次産業 就業人口比率	24.9%	—	23.0%	—	23.0%	—
第三次産業 就業人口比率	69.0%	—	69.2%	—	69.9%	—

※産業分類不能は含まない

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本町では、平成 17 年度からの「利根町集中改革プラン」に続き、平成 22 年度からの「利根町行政改革大綱・利根町行政改革行動計画」に基づき、行政改革を進めてきました。

現在は、令和 2 年度に策定した「利根町新行財政改革行動計画」に基づき、「町民サービスの向上」、「町民との協働の推進」、「効率的な行政運営」、「持続可能な財政運営」の 4 つの視点により行財政改革に取り組んでいます。

今後も、第 5 次利根町総合振興計画の基本計画・実施計画との整合性を図り、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するために、行財政改革に取り組めます。

イ 財政の状況

本町の財政状況は、表 1-2(1)に示すとおり、令和元年度普通会計決算において、歳入総額 5,686,666 千円、歳出総額 5,452,237 千円で財政力指数 0.43、経常収支比率 93.8%となっています。平成 27 年度と比較し、歳入総額については、14.5%減ですが、これは平成 27 年度に小中学校における大規模改造工事及び空調設置工事を実施したことにより、関係する国庫支出金、地方債、及び基金の繰入金等が一時的に増加したことによるものです。

また、歳出総額は平成 27 年度と比較して 13.5%減ですが、こちらも前述の小中学校における大規模改造工事及び空調設置工事が要因となっています。

令和元年度においては、経常収支比率が 93.8%と財政状況の硬直化が進行し、財政状況は厳しい状況となっております。そのため自主財源の確保、歳出経費の削減は喫緊の課題と言えます。

表 1-2(1) 利根町の財政状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳 入 総 額 A	5,767,749	6,653,092	5,686,666
一 般 財 源	3,500,924	3,636,819	3,690,497
国 庫 支 出 金	532,923	656,608	474,234
都道府県支出金	324,623	374,501	426,508
地 方 債	445,275	689,290	503,449
うち 過 疎 債	0	0	342,700
そ の 他	964,004	1,295,874	591,978
歳 出 総 額 B	5,497,745	6,301,430	5,452,237
義 務 的 経 費	2,545,534	2,538,038	2,508,740
投 資 的 経 費	378,516	937,559	427,611
うち普通建設事業	372,254	935,610	425,380
そ の 他	2,573,695	2,825,833	2,515,886
過疎対策事業費	0	0	377,532
歳入歳出差引額 C (A-B)	270,004	351,662	234,429
翌年度へ繰越すべき財源 D	114,191	134,077	6,267
実質収支 C-D	155,813	217,585	228,162
財 政 力 指 数	0.50	0.43	0.43
公 債 費 負 担 比 率	11.5	7.8	7.9
実 質 公 債 費 比 率	15.1	3.9	1.8
起 債 制 限 比 率	—	—	—
経 常 収 支 比 率	95.4	86.8	93.8
将 来 負 担 比 率	—	—	—
地 方 債 現 在 高	3,921,755	4,110,554	4,907,050

ウ 施設整備水準等の状況

本町の令和元年度末の町道の改良率は 52.0%，舗装率 68.1%で，平成 22 年度末と比べ改良率で 1.8 ポイント，舗装率で 1.0 ポイント向上しています。今後は維持修繕等長寿命化に重点を置きながら，計画的な道路整備を実施していく必要があります。

また，本町の令和元年度末における水道普及率は 97.7%，水洗化率は 97.0%となっています。

表 1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
町 道					
改 良 率 (%)	12.4	29.5	36.9	50.2	52.0
舗 装 率 (%)	38.0	57.4	62.8	67.1	68.1
農 道	—	—	—	—	—
延 長 (m)					
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)				—	—
林 道	—	—	—	—	—
延 長 (m)					
林野 1ha 当たり林道延長 (m)				—	—
水 道 普 及 率 (%)	95.6	95.6	95.3	99.3	97.7
水 洗 化 率 (%)	—	—	92.8	94.9	97.0
人口千人当たり病院， 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、平成 31 年 3 月に第 5 次利根町総合振興計画（以下「総合計画」という。）を策定し、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を本町の将来像とし、次の 5 つのまちづくり基本方針を掲げ、さまざまな施策を進めています。

基本方針 1：安全で人にやさしい快適なまちづくり

基本方針 2：いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

基本方針 3：誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

基本方針 4：みんなが集まるおもしろいまちづくり

基本方針 5：みんなが主役でともに進むまちづくり

また、令和 2 年 3 月には、第 2 期利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、次の 6 つの基本目標を掲げ、人口減少対策に関する子育て支援・教育環境・定住促進等の具体的な施策を進めています。

基本目標 1 とことん子育て応援 “TONE” プロジェクト

基本目標 2 学力と心を育む “TONE” プロジェクト

基本目標 3 健康・福祉で安心 “TONE” プロジェクト

基本目標 4 住むなら “TONE” プロジェクト

基本目標 5 働くを応援する “TONE” プロジェクト

基本目標 6 地域で生活を守る “TONE” プロジェクト

こうした中で、令和 3 年 4 月 1 日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、本町が引き続き、過疎地域に指定されました。

今後も人口減少、少子高齢化の進展、公共施設やインフラ施設の老朽化などの影響で、町民の生活を支えるさまざまなサービスの持続可能性に影響が生じることが懸念されます。

本町は、総合計画や総合戦略の施策を、引き続き進めるとともに、利根町過疎地域持続的発展計画に基づいて行う事業の財源として、特別に発行が認められる過疎対策事業債を活用し、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口に関する目標（目標年度：令和 7 年度）

ア 全体人口 14,043 人（平成 27 年度国勢調査人口 16,313 人）

イ 社会増減数 0 人

ウ 年間出生数 39 人

人口に関する目標は、利根町人口ビジョン・総合戦略と整合性を図っています。

各分野に関する目標については、この後に記載するそれぞれの項目ごとに記載します。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における施策や事業の効果検証は、PDCA サイクルにより効果的な見直しや改善を実施していきます。

本計画の達成状況は、毎年度評価を行い、町議会へ報告後、町公式ホームページ等で公表することとします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成 29 年 3 月に策定した本町の利根町公共施設等総合管理計画に設定された公共施設等マネジメントの基本方針に基づき、本計画との整合性を図り事業を進めてまいります。

ア 時代のニーズにあった施設づくり

- ・計画的な維持管理により、公共施設等の老朽化や災害に備え、安全を確保します。
- ・高齢者や障害者、子育て世代等、だれもが快適に利用できるように配慮するため、ユニバーサルデザインの導入を推進します。
- ・環境に配慮し、温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの活用等に取り組みます。

イ 財源の確保に向けた取り組み

- ・長寿命化や管理の効率化に取り組み、更には民間連携等を推進することで、財源の確保を図ります。
- ・現状と将来の需要の予測を踏まえ、町民サービスの適正水準の検証や、規模の適正化に取り組み、更新等費用を縮減します。

ウ 公共施設等のあり方の検討

- ・町民ニーズや民間アイデアを取り入れながら、より利便性の高い町民サービスの提供について、配置や管理のあり方等を多面的に検討し、町の財政に見合った総合的な見直しを図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本町では、人口減少を緩和するため、子育て世帯を中心とする町外居住者の移住・定住を推進する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワーク等の新しい働き方が普及したことを背景とし、東京圏から地方への移住という機運が高まっています。

こうした状況は、東京圏への通勤圏内に立地する本町にとっては、有利な状況であると考えられ、東京圏に居住する者に対する積極的な移住・定住促進策を実施する必要があります。

イ 地域間交流

本町では、「利根町民納涼花火大会」や「地場産業フェスティバル」などのイベントのほか、町観光協会が後援する布川神社の臨時大祭、川施餓鬼、金比羅神社奉納相撲などの行事に、町内外から大勢の方が訪れ、地域間交流が行われています。

「町民運動会」は、利根町総スポーツ祭として、町民がより一層、心身の健康保持増進に理解と関心を深め、町民相互の融和を図ることを目的に開催しています。

プログラムは、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方々が参加できる内容となっていますが、人口減少や少子高齢化が急速に進む中、年々参加者が減少しているため、なるべく多くの方が楽しく参加できる内容に工夫する必要があります。

「駅伝大会」は、1チーム8名（補欠2名含）町内6区間を小学生・中学生・一般の部（全6部門 男子・女子）に分け開催しています。町内外から多くの参加があり、大会を通して選手の発掘や地域住民の健康づくり、近隣市町村との地域間交流による融和・親睦を図る目的で開催していますが、幅広い地域間・世代間交流を行うため、募集時に、参加地域が偏らないよう幅広く周知する必要があります。

「ウォーキング大会」は、参加者の健康増進や世代を超えた交流、また、参加者との交流を促す場として町外者に対して町のPRをしています。

「子どもスポーツ教室」は、日本ウェルネススポーツ大学と連携し、大学との交流、子どもたちの健康や体力の基礎を培う機会の場を設けています。

今後は、生涯スポーツ振興を目標に掲げ、町民運動会や駅伝大会などのスポーツ事業を通じて、町民交流の促進や体力向上および健康増進の普及啓発に努める必要があります。

ウ 人材育成

現在、本町では、若い世代からまちづくりに関する意見やアイデアを直接聞く場や機会が少なく、若者世代の生の声をまちづくりに反映できていないのが現状です。今後は、町の未来を担っていく若者たちが、当事者意識を持ち、本町が若い世代にとって住み続けたい町になるためには、どのようなまちづくりが必要かを、ともに考え、ともに学び、ともに活動できる場が必要です。また、こうした次世代をけん引し、キーパーソンとして積極的に行動できる人材の発掘と育成が必要です。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ・町内に住宅を新築，建て替え又は建売住宅を購入された方を対象とする新築マイホーム取得助成金制度を平成 27 年度から開始しました。町外から転入された場合や中学生以下の子どもと同居する世帯の場合，テレワークにより勤務している場合には助成金の加算を行っており，今後も継続していきます。
- ・移住・定住制度について更なる広報活動を行い，制度の周知と利用者の拡充を図り，人口の減少に歯止めをかけるよう努めます。
- ・町内でテレワークを行える環境を整備する等，新しい働き方に対応した施策を実施することで，東京圏からの移住を促進します。
- ・移住 P R 動画や W E B 広告等により，移住先としての本町の魅力を発信する効果的なプロモーションを展開します。

イ 地域間交流

- ・「利根町民納涼花火大会」や「地場産業フェスティバル」など既存イベントの企画充実に努め，観光協会で主催や後援している町行事等も継続し支援を行います。
- ・地域や世代間交流を深める場となる「町民運動会」，「駅伝大会」，「ウオーキング大会」，「子どもスポーツ教室」などのスポーツ事業については，新しい発想・企画など各実行委員会と協議を進め，広く町民の健康づくり，体力づくりとなるような企画運営を推進するとともに，子どもから高齢者まで幅広い年齢層の参加を促進します。

ウ 人材育成

- ・本町では，令和 2 年度より，外部専門家からの意見を伺いながら「まちなか・商店街活性化事業」を進めています。この取り組みの一環として，若者会議「とねまち未来ラボ」を発足し，10 年後，20 年後の町を担っていく若者世代を対象に，地域や商店街の活性化をテーマにグループワークや講演会を開催しています。令和 3 年度からは，「座学」と「実践」を柱に，各地で先進的なまちづくり活動を行っている方々を講師に迎えてセミナー（座学）を定期的で開催するほか，実践的な取り組みとして，「空き店舗活用プロジェクト」を立ち上げ，町が整備するインキュベーション施設の活用方法の検討や，D I Y ワークショップを開催しリノベーション作業に参加していただくなど，若者がまちづくりを自分事として捉え，想いやアイディアを形にできる取り組みや，持続可能なまちづくりをけん引する人材（キーパーソン）の発掘・育成を推進します。

【数値目標】

項目	実績値 (令和 2 年度)		目標 (令和 7 年度)
新築マイホーム取得助成金支給件数	21 件	⇒	54 件
移住施策を通じて移住した人数	30 人	⇒	70 人
とねまち若者会議登録メンバー数	10 人	⇒	10 人

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住・ 地域間交流の 促進, 人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	利根 welcome プロジェクト	町	
		新築マイホーム取得助成金	町	
		わくわく茨城生活実現事業移住 支援金	町	
	地域間交流	駅伝大会事業	町	
		町民運動会事業	町	
		ウォーキング大会事業	町	
	人材育成	子どもスポーツ教室事業	町	
		まちなか・商店街活性化事業	町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の地形は、標高 3～5mの水田や市街地が広がる低地部と、標高 20～25m程度の台地により構成されており、その中央部を新利根川が東西に流れており、農地は、耕地面積約 1,190ha の肥沃で平坦な農地が広がり、土地基盤の整備は 50%強で、いまだ未整備農地が残っている中、稲作を主体とした農業生産を展開してきました。また、近年では、一部の農家で施設園芸を導入した複合型農業の取り組みや、規模拡大を図る担い手による新規需要米の作付けも増加傾向にあります。

2020 年農林業センサスによると、本町の農家戸数は、381 戸で平均経営耕地面積は 3.12ha となっています。これは、5 年前に比べて 121 戸減少（24.1%減少）したものの平均経営耕地面積は増加傾向にあります。

農業就業人口の高齢化や減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が、一部で近年増加傾向にある遊休農地となっており、これを放置すれば、担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあります。

そのため、本町では、農地の基盤整備事業等による生産基盤の整備、大型高性能機械の導入による作業効率の向上、省力化を推進するとともに、施設園芸など高収益作物の導入による自立できる経営体の育成を進めてきたところです。

しかしながら、米の過剰作付け解消を図る生産調整、米価の下落、農業資材の高騰に加え、兼業化による生産機械設備への過剰投資などにより、多くの経営体において生産コストの低減には繋がっていない状況にあります。

今後、効率的な経営規模の拡大と経営の近代化のほか、経営感覚に優れた能力を持った農家や生産組織など、企業的農業経営体の育成を図っていく必要があります。また、農地中間管理事業を活用した農地の集積や機械設備の共同利用、農作業の受託などの推進に加え、やる気のある農業者を認定農業者に認定し、国等の支援制度を有効活用した支援体制を整備していく必要があります。

イ 地場産業

本町では、平坦で肥沃な土地を生かし、基幹作物である「水稻」の作付けを中心に、施設において、いちご、アスパラガス等の野菜の他、フリージア、シクラメン等の花卉類も栽培されています。

ウ 企業誘致、起業の促進

本町は、近郊整備地帯に指定されたことから、昭和 45 年に都市計画による区域区分の設定（いわゆる線引き）を行い、現在、町行政区域面積の概ね 1 割が市街化区域であり、そのほとんどが住居系の用途地域となっています。また、概ね 9 割を占める市街化調整区域においては、ほとんどが水田地帯であるため、工場等の立地規制が非常に厳しいことから、企業を誘致するための土地を確保することが難しい状況にあります。

エ 商業

長年にわたり本町の地域商業を支えてきた個人商店経営者の高齢化や後継者不足などにより閉店・廃業し、活用されないまま長年に渡って放置されている空き店舗が増加し、商店街にはかつてのような賑わいがなくなっています。空き店舗の増加は、地域商業の衰退を招くだけでなく、町全体の活気やイメージの低下にも繋がるため、空き店舗に新たな起業家を呼び込むなど、商店街の再生を図る必要があります。

また、空き店舗バンクの創設などにより、本町で起業や創業を希望する起業家と空き店舗所有者をつなぐマッチング事業や創業助成金制度、創業塾の開催等、起業家が出店しやすい創業支援制度やシステムの構築を図る必要があります。

オ 観光・レクリエーション

本町には、利根川桜づつみ、利根親水公園の古代ハス、大平野生植物園など、自然や四季の花々が楽しめる観光資源が町内に点在しており、近年は口コミ等により来訪者も増加しつつあります。また、鎌倉街道や蛟もう神社、柳田國男記念公苑など、歴史や文化を感じることのできる史跡や文化財も数多くあります。

しかし、全国的な認知度はまだまだ低く、貴重な観光資源や地域資源が有効活用されていないのが現状です。今後は、こうした町の観光資源、地域資源の魅力発信を様々な手段を用いて行うとともに、町内飲食店や小売店の情報についても、SNS や観光アプリ等を活用して積極的に発信し、四季を通して観光客の獲得を図るとともに、経済効果が図られるような取り組みが必要です。

(2) その対策

ア 農業

- ・町内の青年等の新規就業者は、農業法人への雇用就業又は親元就農のかたちで、ここ数年で何人かの新規就農があったものの、毎年増える状況には至っていません。従来からの基幹作物である米の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していきます。
- ・新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要です。そのため、就業希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、つくば地域農業改良普及センター及びJA 水郷つくば等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を上げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導します。
- ・本町の特性を生かした農業経営を実現するため、米単作の生産体系から施設野菜、花卉などの高収益型農業を推進し、収益性の高い農業を進めるとともに、差別販売ができる町内産コシヒカリのブランド化を図り、高品質で安全・安心な美味しいお米を消費者に届けられるよう積極的な事業展開を行います。また、近年は消費者の安全志向の高まりから、農業の自然循環機能を生かし、環境と調和した持続可能な農業を展開させるため、有機栽培や特別栽培による農産物生産についても普及拡大を図ります。
- ・農地の基盤整備事業を進めるとともに、農業を営むことの出来ない農家等の圃場の集積にも努め、町内の農業法人等の更なる経営規模の拡大を促進・支援するとともに、地元の雇用創出を図っていきます。

イ 地場産業

- ・地元の産業（農・工・商）を活性化させるため、生産者・消費者等の連携を深め、地域内流通及び地域内消費を目指し、地域特産品づくりを始め、地場産業の普及・推進及び地元産物の供給や地産地消の推進を図ります。
- ・地場産業フェスティバルにおいて、地元産の農産物、食材を使用した一品等、地元の産業（農・工・商）を来場者へ広く周知することに努めます。

ウ 企業誘致、起業の促進

- ・自主財源の確保及び雇用の創出を図るためには優良企業の誘致が不可欠であることから、企業を誘致する新たな土地を確保するため、区域区分の見直しや地区計画の策定について、国や県及び関係機関と協議を進めていきます。また、利根町企業立地促進条例に規定する企業立地奨励措置及び雇用促進奨励措置の優遇制度に関する情報の発信に努めます。
- ・利根町創業支援事業計画に基づき、ワンストップ相談窓口の設置や、町商工会、外部専門家等と連携した持続的な創業支援に努めます。

エ 商業

- ・本町で起業・創業を目指す方が本格的な創業に向けて、一定期間試験的に出店し、経営等を学ぶ場を提供するため、町内の空き店舗を町が借り上げて、チャレンジショップやインフォメーションセンター等、複合的な機能を有するインキュベーション施設を整備します。
- ・町内商業の振興と地元経済の活性化を図るため、郊外型大型店舗へ流れる消費者を少しでも町の商店で購買していただけるよう、商工会との連携を強化し、町内で利用できるプレミアム商品券を発行します。
- ・町内商業を下支えするため、商工会を通じた経営改善事業等への支援、信用保証協会への金融支援措置を継続していきます。

オ 観光・レクリエーション

- ・利根町観光協会の事業が円滑かつ効果的に実施できるよう包括的な支援を行います。
- ・観光客や来訪者が安全かつ有意義に滞在でき、再訪したくなるような魅力ある観光資源・地域資源とするため、継続的な維持管理と施設の充実を図ります。
- ・役場職員や町民が本町の観光資源、地域資源等に対する知識や理解を深め、自主的に町の魅力を発信できるよう研修会等を実施するほか、SNS等による情報発信のスキルアップに努めます。
- ・観光パンフレットやホームページ・SNSなどを活用した情報発信を行なうとともに、フィルムコミッション事業によるロケ地の誘致や、新聞・テレビ局などへのプレスリリースも積極的に行い認知度の向上に努めます。
- ・都心からのアクセスの良さを生かしたマイクロツーリズムや、需要が高まるインバウンド観光を視野に入れた新たな観光戦略を推進します。

【数値目標】

項目	実績値 (令和 2 年度)		目標 (令和 7 年度)
認定農業者数	28 人	⇒	37 人
6 次産業商品化件数 (累計)	1 品	⇒	2 品
創業支援対象者数	0 人	⇒	5 人
チャレンジショップを利用する新規起業家等数 (累計)	0 人	⇒	4 人

(3) 計画

事業計画 (令和 3 年度～7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	利根北部地区基盤整備事業	県	
		利根西部地区基盤整備事業	県	
		利根南部地区基盤整備事業	県	
		北方地区基盤整備事業	県	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 観光	利根町観光協会補助金	町	
	第 1 次産業	がんばる農業者応援事業	町	
		生産調整推進対策事業	町	
		利根うめえもんどころ認定事業	町	
	商工業・6 次産業化	商工業振興助成事業	町	
		まちなか・商店街活性化事業	町	
	企業誘致	企業誘致促進事業	町	

2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	大平地区計画策定業務委託	町	
---------	-------------------------------	--------------	---	--

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
利根町全域	製造業，農林水産物等 販売業，旅館業，情報サ ービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）その対策，（3）計画のとおり

なお，本区域における産業の振興については，必要に応じて周辺市町村及び県との連携に努めます。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・不具合が生じてから修繕を行う事後保全管理から，日常的な点検や診断等により損傷等を早期発見する予防保全型管理への転換により，安全の確保を図りながら修繕費用の平準化及び縮減に取り組みます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

○情報化の推進

- ・携帯電話やインターネットの使用については、町内全域において使用可能となっており、地上デジタルテレビ放送についても、難視聴地域において平成 3 年度にテレビ放送共同受信施設を整備し、全世帯で受信可能となりました。また、災害時の多様化・高度化する情報ニーズに対応するため、防災行政無線施設や行政アプリの機能を活用し、情報伝達の確立を図る必要があります。

近年では、スマートフォンやタブレットが普及していることから、令和 2 年度に災害時の拠点施設となる役場庁舎、及び指定避難所 3 箇所の計 4 箇所に Wi-Fi（公衆無線 LAN）を整備し、災害発生時の情報収集のツールとして活用しています。

- ・国ではマイナンバーの普及に努めているが、本町では、身分証明書としての利用の他、コンビニエンスストアからの住民票、印鑑登録証明書の発行にとどまっており、戸籍証明書の発行をするためには、新たなシステム導入が必要となります。

(2) その対策

○情報化の推進

- ・行政運営において、積極的に ICT 技術の利活用を推進し、時代に即した住民サービスの向上に努めます。
- ・町民生活の利便性向上や行政の透明性の向上を図るため、町が保有する様々なデータのうち、個人情報を除くデータについて、二次利用可能な形で公開する「オープンデータ」の取組を推進します。
- ・今後のマイナンバーカードの普及にむけた取り組みとして、コンビニエンスストアにおける戸籍証明書の発行（町に本籍地がある方）をすることにより、役所の閉庁日や夜間にかかわらず、全国のコンビニエンスストアで取得可能となることから、サービスの向上につながります。

【数値目標】

項目	実績値 (令和 2 年度)		目標 (令和 7 年度)
オープンデータの公開件数（累計）	3 件	⇒	14 件

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	告知放送施設	デジタルサイネージ整備事業	町	
	防災行政用無線施設	防災行政無線（固定系）設備保守点検委託	町	
	その他	避難所等維持管理	町	
		オープンデータ推進事業	町	
	(3) その他	コンビニ交付（戸籍証明書発行）事業	町	

5 交通施設の整備，交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

本町の道路網は，南北に縦断する主要地方道千葉竜ヶ崎線と，東西に横断する主要地方道取手東線，一般県道立崎羽根野線を骨格とし，それに接続する町道とで構成されています。

首都圏中央連絡自動車道と千葉県を結ぶ千葉茨城道路の一環として，主要地方道美浦栄線バイパスの若草大橋が開通しており，新たな道路軸として整備が進められています。

町道の整備状況は，令和元年度末現在，道路改良率 52.0%，道路舗装率 68.1%となっていますが，道路附属物を含め老朽化による路面の損傷や，農地・水路と隣接した部分の路肩の崩れなども見られるため，定期的な巡視を行い早期発見・早期対応に努めています。これら道路施設は今後さらに老朽化が進んでいくため，財政負担が大きくなることが懸念されます。

また，狭隘道路については，緊急自動車を始め，歩行者や自転車が安心して通行できる道路整備が求められています。

これらの課題を踏まえ，老朽化により痛んだ道路や排水の悪い道路の管理補修など，誰もが安心して利用できる道路整備を計画的に進める必要があります。

イ 交通

本町の公共交通については，町内に鉄道は無く，通勤・通学のために鉄道を利用する際には，我孫子市にある布佐駅（ＪＲ成田線）や取手市にある取手駅（ＪＲ常磐線）が主な利用駅となっています。両駅へのアクセスについては，路線バスが運行していますが，布佐駅に接続するバスについては，利用者の減少や栄橋の渋滞等により十分な便数が確保されていないのが現状です。

町では，福ちゃん号（福祉バス）２台（２路線，１１便／日）とふれ愛タクシー（デマンド型乗合タクシー）２台（１０便／日）を運行しており，主に高齢者の通院や日常の買い物など，町民の移動手段として重要な役割を担っています。

今後は，高齢化の進展により公共交通の需要が大きくなることが予想されることから，これらを含めた総合的な公共交通施策が求められています。

(2) その対策

ア 道路

- ・県道の整備促進・道路の改修改善及び老朽化対策については，県に対し強く要望していきます。
- ・一級・二級町道や生活に直結した道路について，安全性や利便性を確保するため，緊急性や重要性の高い区間から計画的な整備・改良を推進し，安心して通行できる道路環境をつくります。
- ・身近な道路について，補修や除草，街路樹や街路灯の適確な維持管理等を行うことにより，車両や歩行者の安全な通行を確保し，快適な道路環境を維持します。
- ・道路の維持管理にあたっては，メンテナンスサイクルを構築し，事後保全型管理から予防保全型管理へ転換して道路施設の長寿命化を図るとともに，修繕及び更新に係る費用の縮減と平準化を図ります。

イ 交通

- ・常磐線整備促進期成同盟会や成田線活性化推進協議会との連携により，通勤・通学の利便性向上のためＪＲ東日本へ要望活動や利用促進のための活動を推進します。
- ・路線バス事業者と連携して，将来にわたるバス路線のあり方について検討していきます。
- ・町民の公共交通に対するニーズに対応するため，今後においては，福ちゃん号やふれ愛タクシー等と連携を図ると共に，新たな取り組みを検討していきます。
- ・町の公共交通の利便性向上を図るため，学識経験者等で構成する地域公共交通会議を開催し，専門家のアドバイスを伺いながら，町の公共交通の方向性について検討していきます。

【数値目標】

項目	実績値 (令和２年度)		目標 (令和７年度)
道路維持管理工事延長	8,600m	⇒	19,100m
緊急車両の通行できない生活道路の整備延長	—	⇒	530m
一級町道の改良工事延長	180m	⇒	570m
ふれ愛タクシー利用者数（年間延べ人数）	6,362 人	⇒	7,500 人

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 交通施設の 整備，交通手 段の確保の促 進	(1) 町道 道 路	町道 112 号線（改良・測量・設計・評価・買収・補償） L=390m W=9.75m	町	
		町道 1014 号線（改良・測量・設計） L=10m W=5.80m	町	
		町道 1015 号線（改良・測量・設計） L=130m W=5.80m	町	
		町道 1016 号線（改良・測量・設計） L=140m W=5.80m	町	
		町道 1017 号線（改良・測量・設計） L=350m W=4.80m	町	

5 交通施設の整備，交通手段の確保の促進	(1) 町道 道 路	町道 1023 号線（改良・測量・設計） L=140m W=5.80m	町	
		町道 1026 号線（改良・測量・設計） L=70m W=4.70m	町	
		町道 1408 号線（改良・測量・設計） L=50m W=4.80m	町	
		町道 1409 号線（改良・測量・設計） L=10m W=4.80m	町	
		町道 1422 号線（改良・測量・設計） L=80m W=5.20m	町	
		町道 105 号線（舗装） L=160m W=7.00m	町	
		町道 109 号線（舗装） L=2500m W=6.00m	町	
		町道 1229 号線（改良） L=100m W=3.00m	町	
		町道 107 号線（舗装・測量・設計） L = 100m W = 3.5m	町	
		町道 1234 号線（改良・測量・設計・補償） L=90m W=4.00m	町	
		町道 1238 号線（改良・測量・設計・補償） L=230m W=4.00m	町	
		町道 1237 号線（改良・測量・設計・補償） L=230m W=4.00m	町	

5 交通施設の整備，交通手段の確保の促進	(1) 町道 道 路	町道 1317 号線（改良） L=120m W=4.00m	町	
		町道 1018 号線（改良・測量・設計）L=40m W=5.80m	町	
		町道 1020 号線（改良・測量・設計）L=460m W=5.80m	町	
		町道 1021 号線（改良・測量・設計）L=470m W=5.00m	町	
		町道 1400 号線（改良・測量・設計）L=30m W=5.00m	町	
		町道 1401 号線（改良・測量・設計）L=30m W=2.00m	町	
		町道 1311 号線（改良・測量・設計）L=550m W=4.50m	町	
		町道 208 号線（改良・測量・設計）L=10m W=4.70m	町	
		町道 209 号線（改良・測量・設計）L=350m W=3.20m	町	
		町道 1329 号線（改良・測量・設計）L=80m W=3.20m	町	
		町道 102 号線（舗装・測量・設計）L=1850m W=6.00m	町	
		町道 2084 号線（舗装）L=40m W=6.00m	町	
		町道 110 号線外 街路灯改修工事（付属物修繕） N=229 基	町	
		町道 112 号線(改良・測量・設計・評価・買収・補償)L=720m W=9.75m	町	

5 交通施設の整備，交通手段の確保の促進	(1) 町道			
	道路	町道 2106 号線（改良） L=180m W=3.70m	町	
			町	
		町道 2107 号線（改良） L=70m W=3.30m	町	
	その他	道路橋修繕工事	町	
		道路橋定期点検	町	
		区画線設置工事	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業		町	
	公共交通	ふれ愛タクシー運行事業	町	
		福祉バス運行事業	町	
(10) その他		公共施設案内板設置事業	町	
		街路樹管理事業	町	
		道路反射鏡工事	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 道路施設に不具合が生じてから修繕を行う事後保全型管理から，日常的な点検や診断等により損傷等を早期に発見する予防保全型管理への転換により，安全の確保を図りながら修繕費用の平準化及び縮減に取り組めます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

本町は、昭和 33 年度に簡易水道事業を開始してから、平成 23 年度まで、町単独で水道事業を行なってきましたが、平成 24 年度からは茨城県南水道企業団に編入し、茨城県南水道企業団による水道水の供給及び施設管理を行っています。

茨城県南水道企業団は、龍ケ崎市、取手市、牛久市、利根町へと広域的に水道水を供給しており、利根町における水道の普及率は、令和元年度末現在で 97.7%となっています。

イ 下水処理施設

本町の公共下水道事業は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に霞ヶ浦常南流域下水道の関連公共下水道として整備を進めてきました。平成 23 年度事業で市街化区域の整備、平成 25 年度事業で要望の多かった市街化調整区域の整備が完了し、下水道普及率は、令和 2 年度末で 87.9%になっています。

現在、30 年以上経過した汚水管渠の延長が 67 kmもあるため、管渠の調査を行い順次更生工事を行っています。

雨水路に関しては、昭和 50 年代に宅地開発に伴って整備された雨水路が柵板等で施工しているため、多数破損箇所が見受けられます。また、雨水路の改修を実施していますが、莫大な費用が掛かると試算しています。

公共下水道未整備地区には、地域に適した効率的な整備を行うため、合併浄化槽の設置や、単独浄化槽から合併浄化槽への転換設置費用の一部を助成し、合併浄化槽の普及を図っています。

ウ 廃棄物処理施設

本町のごみ処理については、1 市 2 町で構成している龍ケ崎地方塵芥処理組合で処理を行っています。ごみ処理施設は、平成 11 年から「くりーんプラザ・龍」が稼動し、可燃物、不燃物、粗大ごみ及び資源物のリサイクル処理を行っていましたが、経年劣化により老朽化が進んだことから施設の延命化を図るため、平成 26 年度から 28 年度の 3 年間で基幹的設備改良工事を行いました。

し尿処理については、8 市町村による龍ケ崎地方衛生組合で処理を行っています。同施設においても施設の延命化を図るため、平成 25 年度から 26 年度の 2 年間で基幹的設備改良工事を行いました。

エ 消防防災体制及び施設

本町の消防体制については、消防団施設・設備の適切な維持管理に努めるほか、地域の消防団活動の充実を図るためにも、消防団員の確保が課題となっています。

常備消防・救急体制については、稲敷地方広域市町村圏事務組合と連携し、広域の消防・救急体制の充実に努めています。今後は、老朽化した消防署や消防車両の計画的な整備が必要です。

防災体制については、平成 26 年 3 月に大幅な見直しを行った「利根町地域防災計画」に基づき、災害対策のための啓発や避難所の充実を図るほか、消防署や自主防災組織等と連携を図りながら防災訓練を実施する必要があります。

災害時に、自ら避難することが困難なひとり暮らし高齢者や障がい者等要支援者（要配慮者）のための「避難行動要支援者登録制度」について、支援側の民生委員や自主防災組織・自治会等

の地域のさらなる理解と協力が必要です。

オ 公園

- ・本町には 31 箇所の都市公園と 8 箇所の自然公園等が整備されていますが、昭和 50 年代に宅地開発により公園が整備されたため、遊具の老朽化や樹木の繁茂が課題となっています。近年は、少子高齢化により公園利用者の年齢層や利用目的も変化していることから、より多くの方が安全で快適に利用できるよう、実情に即した公園の整備が必要となっています。

(2) その対策

ア 水道施設

- ・水道水を供給している茨城県南水道企業団と連携し、安全で安心な水道水の供給を図ります。

イ 下水処理施設

- ・汚水管渠の調査を行い、更生工事を行います。
- ・雨水路の破損箇所や改修の必要な箇所については、計画的な改修工事を行っていきます。
- ・公共下水道未整備地区については、合併浄化槽の設置や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を行い、新利根川流域の水質汚濁防止に努めます。

ウ 廃棄物処理施設

- ・分別回収を徹底し、ごみの減量化と再資源化を推進することにより、施設の延命化を図ります。

エ 消防防災体制及び施設

○消防施設

- ・消防団及び稲敷地方広域市町村圏事務組合と連携し、火災予防運動など啓発活動を通じて、町民に対し防火意識の高揚を図ります。
- ・地域において消防や救急救助活動の中核となる消防団員を、町広報紙や町公式ホームページ等で町民に周知し消防団員の確保に努めます。
- ・防火水槽や消火栓の消防水利の整備に努めます。
- ・老朽化している消防設備や資機材等について、計画的に更新整備を進めます。

○防災施設

- ・自主防災組織の活動費用の一部を補助することにより、活性化を図ります。
- ・災害時の情報収集及び伝達体制の確立を図るため、防災用無線等の連絡手段の確保に努めます。
- ・利根町地域防災計画を随時見直し、各種災害に対応できるよう、体制の強化及び避難場所等の確保に努めます。
- ・利根町地域防災計画に定められた物資の確保及び防災資材の確保に努めます。
- ・災害時、ひとり暮らし高齢者や障がい者等の要支援者（要配慮者）を速やかに避難させる「避難行動要支援者登録制度」について支援側の自主防災組織・自治会等に協力を求め、制度のさらなる充実を図るとともに、災害時に誰一人取り残されないよう要支援者の登録数増加にも努めます。
- ・牛久市との「大規模水害時における広域避難に関する覚書」により、利根町内で大規模な

水害が発生し、または発生する恐れがある場合、町民の避難先として、牛久市内の 5 か所の学校施設を開放していただけるため、その周知に努めます。

オ 公園

○都市公園

- ・老朽化した遊具の整備や繁茂する樹木の剪定を計画的に実施し、安心して利用できる公園の維持管理と施設の充実を図ります。

○自然公園

- ・町の観光資源である利根親水公園にテーブルセットを備えた休憩スペースを整備するほか、老朽化した木道や池縁を改修し、来園者の誰もが憩いの場として安全かつ快適に利用できる公園整備に努めます。

【数値目標】

項目	実績値 (令和 2 年度)		目標 (令和 7 年度)
給水普及率の向上	97.7%	⇒	97.7%
水洗化率の向上	97.3%	⇒	98.1%
「避難行動要支援者登録制度」協力地区数	9 地区	⇒	19 地区

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 生活環境の 整備	(1) 下水処理施設 公共下水道	汚水管渠調査業務委託 町内全域	町	
		汚水管渠更正工事 町内全域	町	
		霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金	県	
	(5) 消防施設	ポンプ自動車購入	町	
		ポンプ積載車（車両・可搬ポンプ）購入	町	

6 生活環境の整備	(5) 消防施設	消防用水利設置事業（設計・工事・維持管理・負担金）	町	
		利根消防署建設工事負担金	町	
		MCA無線機維持管理	町	
		消防団機庫建築設計業務委託	町	
		防火水槽漏水改修工事	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生活	浄化槽設置整備事業費補助金	町	
	防災・防犯	自主防災組織活性化補助	町	
		避難行動要支援者システム保守	町	
	(8) その他	一級河川新利根川河川改修事業	県	
		利根親水公園維持管理工事	町	
		都市公園維持管理工事	町	
		都市公園樹木剪定工事	町	
		指定避難所等案内板設置	町	
		LED 防犯灯新設工事	町	
		防犯灯修繕工事	町	
		町営ドッグラン維持管理工事	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・下水道処理施設は、費用対効果を見極めながら積極的・効率的に施設や設備の整備・維持を推進し、生活環境の改善や公共用水域の水質改善を行います。
- ・消防施設は、緊急時に迅速かつ確かな消防活動を行うことが出来るように、必要な耐震診断や耐震化改修、及び修繕を計画的に実施し、適切な維持管理を行います。
- ・大規模修繕が必要な施設は、長寿命化計画に基づき、施設の重要性や緊急性等を考慮した優先度を検討のうえ、効率的かつ適切な修繕を実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

全国的な少子化傾向の中で、本町においても少子化は顕著であり、令和2年度の出生数は30人台に落ち込む厳しい状況となっています。少子化や核家族化が進む中、地域のコミュニケーションの希薄化が進み、子育てに関する様々な不安や悩みを抱く保護者が増えている状況です。本町では、令和2年3月に「第2期利根町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『安心して子どもを産み 健やかに子育てできる 環境づくり』を基本方針に、地域全体で子育て家庭を支える体制づくりを進めています。子育てに関する相談体制の強化やふれあいの場の提供、子育てに関する経済的負担の軽減、就労と子育てを両立できる支援等の地域の実情に合った子育て支援施策の実施や、母子保健活動を展開していく必要があります。

イ 高齢者の保健と福祉

本町の高齢者人口は、令和3年4月現在7,033人、高齢化率は44.70%で、県内2番目の高齢化率となっており、一人暮らしの高齢者においては615世帯で、高齢者のみの世帯も含め、今後さらに進展するものと見込まれます。

高齢化の進展に伴い、要支援・要介護認定者数も増加していることから、要介護者のニーズを踏まえ、総合事業や居宅サービス・施設サービスなど適切なサービスを提供することが求められています。

こうしたことから、本町においては、地域の実情や特性に応じた「地域包括ケアシステム」を構築し、地域包括支援センターや保健福祉センターが中心となって、介護予防事業を推進することが重要となります。

また、高齢者の生きがいづくりや地域の支え合いとして、地域サロンや社会参加を促すための、老人クラブ及びシルバー人材センターの活動も重要な役割を担っています。

高齢者が健康で生きがいを感じながら、住みなれた地域で安心して自立した生活を送ることは、地域社会にとって極めて大切なことであり、健康長寿社会を実現するため保健・医療・福祉の連携を図るなど、様々な支援の充実が求められています。

さらに、町民全体の健康寿命を延伸するため、生活様式や生活環境の変化により各年齢層において増加している生活習慣病にならないよう、健康相談や訪問指導を通しての予防対策やこころの健康づくり・食育の推進・感染症予防等の多面的支援が必要です。

ウ 障がい者の保健と福祉

本町における障害者手帳交付は、令和3年5月現在815人、自立支援医療（精神通院）受給者数は、333人となっており、人口に占める割合は増加傾向が続いています。

こうしたことから、障がい者福祉行政においては、多様化するニーズに対応できるよう障害者総合支援法の適切な運用が求められています。また、障がい者の方が地域で安心して暮らすためには、相談支援体制の充実、日中活動の場の確保・支援の充実や医療費助成などの経済的支援が必要であるとともに、地域住民が支え合い助け合う仕組みの構築と、障がい者が心身機能を維持し、自立した生活を送れるよう障がい福祉サービスの充実を図ることが重要となります。

エ その他（保健福祉センター等）

保健福祉センターは、建設から 30 年が経過し、すこやか交流センターは、建設から 35 年が経過しています。これらの施設や設備は老朽化が著しいことから、利用者の安全性の確保や利便性の向上を図るため、計画的に改修を進めていく必要があります。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- ・子育て支援センターを中核とした子育ての相談や、悩みなどの相談体制の充実を図るとともに、親や子の交流の場の提供に努めます。
- ・第 2 子以降の出産を機に多子世帯の手当支援をする子育て応援手当支給事業については、令和元年度までに支給決定している対象者に対して、子の出産から 15 年の支払い期間が満了するまで引き続き支援に努めます。
- ・妊婦の方と新生児が生まれた世帯に対し祝い品を支給し、産前産後の母親の不安軽減と子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ・病児保育事業を実施し、働きながら、安心して子どもを預けることができるよう子育て家庭の就労を支援していきます。
- ・保育所等を利用する世帯のうち、幼児教育・保育の無償化の対象とならない 0 歳から 2 歳児の非課税世帯・生活保護世帯以外の保育所等の利用者負担額について、国基準額よりも 4 割程度を減額し、経済的負担を軽減します。
- ・子どもを 2 人以上持つ世帯における 3 歳未満児の保育所等の利用者負担を助成することにより、多子世帯の経済的負担の軽減に努めます。
- ・保護者が安心して子どもを預けられる場所を提供できるよう、通常保育のほか、緊急時等に対応できる一時預かり保育や、延長保育などの保育サービスの充実を図ります。
- ・昼間留守家庭となる小学校に就学している児童を対象に、学校授業終了後や長期休業日に子どもを預かる放課後児童クラブを運営します。
- ・児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門員を配置し、専門的対応の知識向上を図り、虐待を受ける児童がないよう支援体制の強化を図ります。
- ・出産や子育てに対する精神的な不安を和らげるため、必要な情報提供や健康相談・保健指導の充実を図ります。
- ・妊産婦の経済的・精神的不安の解消に努めます。
- ・妊産婦及び乳幼児を対象とした保健事業を実施することで、継続した子育て支援に努めます。
- ・乳幼児の疾病の早期発見や心身の健康を維持するため、各種健診・相談・予防接種などの充実を図ります。
- ・幼児が心身共に健全な発達ができるよう、親子療育相談・教室の充実を図ります。
- ・不妊に悩む人の経済的支援の充実を図ります。
- ・乳幼児から高校生相当年齢及び、妊産婦の医療費の無料化を継続実施するなど、医療福祉費支給制度の普及推進に努めます。

イ 高齢者の保健と福祉

- ・老人クラブ活動の活性化を図るため、新規会員の確保や参加しやすい行事などの支援をします。
- ・シルバー人材センターに補助金を交付し、法人としての組織体制の整備と運営基盤の強化を図ります。
- ・高齢者が安心して自立した生活が送れるよう、介護予防のための知識の普及啓発や相談指導体制の充実を図るとともに、地域包括支援センターが中核となり、保健・医療・介護の関係機関の相互の連携を図ります。
- ・適切な介護サービスが利用できるよう、介護保険制度の周知や介護サービス情報の継続的な提供に努めます。
- ・高齢者が安心して生活が送れるよう、「緊急通報システム」や「愛の定期便」、「徘徊高齢者家族支援サービス」など各種サービスの充実を図ります。
- ・地域のボランティアや民生委員児童委員、老人クラブなど各種団体が連携して、高齢者を地域で支え合う体制づくりを支援します。
- ・自助、互助、共助、公助を組み合わせた地域包括ケアシステムの体制を整備します。
- ・認知症の早期診断・早期対応により、認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けられる支援体制に努めます。
- ・高齢者が健康に過ごせるよう、介護予防教室等の開催や介護予防の普及啓発を推進します。
- ・町民と協働で介護予防を推進するため、利根フリフリクラブや利根リハビリ体操指導士など、町民主体によるボランティア組織の活動支援及び人材育成を推進します。
- ・高齢者の社会的な孤立の解消、心身の健康維持及び要介護状態の予防並びに地域での助け合い体制づくりのため、「住民交流の場」の充実を図ります。
- ・妊娠期から高齢期までのライフステージごとの課題に応じた保健事業を推進します。
- ・生活習慣病の発症と、重症化予防のための健康教育や保健指導の充実を図ります。
- ・がんの早期発見・早期治療に繋げるため、各種がん検診の受診率向上を目指します。
- ・こころの健康づくり事業を推進します。
- ・感染症予防対策への取り組みや、感染症発生時の緊急対応に努めます。
- ・食生活改善推進員による食を通じた健康づくりを推進します。
- ・各種健康づくり事業を効果的に推進するために、関係機関との連携を図ります。
- ・町民の健康情報を経年的に管理することで、効果的な保健事業を展開します。
- ・高齢者の健康づくりの一環として、特定健康診査及び特定保健指導の充実にも努めます。
- ・人間ドック、脳ドックの検診費用の一部を助成し、被保険者の健康の保持・増進と医療費の抑制を図ります。

ウ 障がい者の保健と福祉

- ・障がい者の社会参加及び雇用の確保に関する支援をします。
- ・障がい者に関する制度の周知徹底と、相談体制の充実を図ります。
- ・障がい者を対象とした生活機能訓練の実施により、在宅で自立した生活が送れるよう支援します。
- ・医療福祉費支給制度の普及推進に努めます。

エ その他（保健福祉センター等）

保健福祉センター及びすこやか交流センターについては、安全性や利便性を確保するための定期的な点検や、必要に応じた改修工事を行います。

【数値目標】

項目	実績値 (令和 2 年度)		目標 (令和 7 年度)
地域子育て支援センター年間利用児童登録率	48.3%	⇒	63.0%
乳幼児健診受診率	94.3%	⇒	98.0%
高齢者の移動販売車利用人数（年間延べ人数）	2,131 人	⇒	4,262 人
フリフリグッパ体操参加者数（年間延べ人数）	538 人	⇒	2,040 人
シルバーリハビリ体操参加者数（年間延べ人数）	6,279 人	⇒	15,500 人
がん検診推進事業対象者の受診率 大腸がん (対象者：国民健康保険被保険者)	12.7%	⇒	15.0%
がん検診推進事業対象者の受診率 乳がん (対象者：国民健康保険被保険者)	11.0%	⇒	17.0%

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 子育て環境 の確保, 高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 健康づくり	がん検診, 健康診査等事業	町	
		感染症予防対策事業	町	
		健康づくり事業	町	
		妊産婦健診・相談事業	町	
		乳幼児健診・相談事業	町	
		親子療育指導・相談事業	町	
		子育て支援に関する事業	町	
		健康情報データ管理事業	町	

7 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり	介護予防・生活支援サービス事業	町	
		通いの場事業費	町	
		在宅介護医療連携推進事業	町	
		緊急通報体制等整備事業	町	
	高齢者・障害者福祉	老人クラブ連合会助成事業	町	
		高齢者等買い物弱者移動販売事業	町	
		単位老人クラブ助成事業	町	
		介護予防普及啓発事業	町	
	児童福祉	地域介護予防活動組織支援事業	町	
		特定健康診査等保健事業	町	
		医療福祉費支給事業	町	
		地域子育て支援拠点事業	町	
		病児保育事業	町	
		子育て応援手当支給事業	町	
		妊娠・出産祝い品支給事業	町	
		放課後児童対策事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・保健福祉センターは、計画的な修繕を実施し、適切な維持管理に努めるほか、主な利用者が障がい者や高齢者であることに配慮し、ユニバーサルデザインの導入を優先的に検討します。
- ・大規模修繕が必要な施設は、長寿命化計画に基づき、施設の重要性や緊急性等を考慮した優先度を検討のうえ、効率的かつ適切な修繕を実施します。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

○医療の確保，広域的な連携

本町には，国保診療所（無床）の他に一般診療所（無床）が 6 ヶ所と，歯科医院が 5 ヶ所ありますが，産婦人科・眼科・耳鼻科・整形外科などの専門の医療機関や入院できる医療施設はなく，専門医の受診や入院が必要な場合には，町外や県外の医療機関に出向かなければなりません。そのため，取手・竜ヶ崎地域保健医療圏の医療機関との更なる広域的連携が必要となっています。

地域救急医療体制については，取手北相馬休日・夜間緊急診療所，常総地域病院群輪番制・常総地域小児救急医療輪番制が整備され，一定水準の救急医療は確保されていますが，疾病の構造の変化，人口構成の変化により，地域医療に対する需要も多様化，高度化していることから今後も広域的な連携のもとで，適切な医療の確保が必要となっています。

また，医療の進歩に伴い，在宅医療を望む等，需要も多様化しており，今後ますます訪問診療が必要になっていきます。

国保診療所は，地域医療の拠点施設として平成 4 年に現在地へ移転し，既に 29 年が経過しその間，部分的な補修や施設本体の外壁等の修繕を実施しました。

(2) その対策

○医療の確保，広域的な連携

- ・町民が健やかで快適に暮らすために，町内の医師会・取手市医師会・近隣の医師会等の医療機関と連携を強化しながら，地域医療体制の充実を図ります。
- ・取手北相馬休日・夜間緊急診療所，常総地域病院群輪番制・常総地域小児救急医療輪番制の医療機関や消防機関等と連携を一層密にし，救急医療体制の充実を図ります。
- ・国保診療所は，町民が身近で安心して医療が受けられるよう設置しているが，地域医療の充実と医師の養成，確保を図るため，筑波大学と地域医療教育ステーション事業を締結し，地域医療教育の拠点施設として指導医の診療支援をはじめ，医学生の地域医療の実習と地域医療に従事する医師の養成を通して，地域医療の充実に努めます。
- ・取手市，守谷市と共に取手市医師会と協働で広域的に在宅医療・介護連携推進事業を実施し，また，国保診療所で行われている訪問診療により，今後も在宅医療と在宅介護の提供体制の充実を図ります。
- ・地域医療の拠点施設である国保診療所の適正な維持管理に努めます。

【数値目標】

項目	実績値 (令和 2 年度)		目標 (令和 7 年度)
夜間・救急医療機関の体制維持	8 病院	⇒	8 病院
国保診療所医師の確保（常勤医師を含む）	3 名	⇒	3 名

(3) 計画

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	利根町地域医療教育ステーション事業	町	
		取手北相馬休日・夜間緊急診療 所運営負担金	町	
		常総地域病院群輪番制運営負担 金	町	
		常総地域小児救急医療輪番制運 営負担金	町	
		在宅医療・介護連携推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・大規模修繕が必要な施設は、長寿命化計画に基づき、施設の重要性や緊急性等を考慮した優先度を検討のうえ、効率的かつ適切な修繕を実施します。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育の充実

本町では、「どの子どもも活かし、どの子どもも伸ばす」を教育理念とし、知・徳・体のバランスの取れた健全な児童生徒の育成に取り組んでいます。中でも学力の向上、心の教育の充実、健やかな体の育成を教育課題の重点とし、その解決に向け教師の指導改善、道德教育、体験活動等を実施しています。また、多様化する社会へ対応するため、英語教育、キャリア教育、ICT教育をさらに充実させ、グローバル社会で活躍できる人材の育成を行っていく必要があります。

さらに、町の少子高齢化に伴い、昭和 60 年度のピーク時には 4,100 人を超えるまでになった児童生徒数も、令和 3 年度現在 850 人を割り込み、ピーク時の約 5 分の 1 まで減少している状況にあります。このため、子どもたちの多様な人間関係の構築による豊かな人間性の育成のために小中学校の適正規模・適正配置について調査検討を進めた結果、令和 5 年 4 月に小学校 3 校を 1 校へ統合するための具体的な調整を進めています。これに伴い、学校教育施設や教材等の整備についても計画的に進め、また、遠距離となる児童の安全安心な通学のため、スクールバスの運行が必要となります。

学校教育施設については建築後 40 年以上経過するものもあり、老朽化が進んでいます。児童生徒に充実した教育環境を提供するために、統合を見据えた改修に加え、省エネルギー化、多様な学習形態等、現代社会の要請に応じた長寿命化改修も計画的に進めていく必要があります。

イ 生涯学習の充実

社会情勢の変化や高度情報化、少子高齢化が進む中、町民一人ひとりが主体的な活動に取り組むことのできる学習環境の整備を図ることを目的に、生涯学習事業の充実に努めています。

ウ 社会教育施設等の整備

本町の生涯学習施設は、生涯学習センター・文化センター・図書館・歴史民俗資料館・柳田國男記念公苑・布川地区コミュニティセンター・赤松宗旦旧居があり、生涯学習の拠点として活動しています。

各施設とも老朽化が進み毎年修繕を重ねながら管理運営を行っていますが、特に文化センター、図書館及び布川地区コミュニティセンターについては、計画的な施設・設備の改修が必要となっています。

文化センターは、建設から 36 年が経過しているため、地下灯油タンク底部の腐食や高圧受電設備（キュービクル）の経年劣化による故障や停電事故、またホール照明機器についても経年劣化等が推測されるため、大規模な改修が必要です。なお、利用者の利便性向上を図るため、エレベーターの設置が必要です。

図書館は、建設から約 26 年が経過し施設の老朽化が進んでいるため、大規模な施設・設備の改修が必要となっています。特に空調設備においては経年劣化が著しく、計画的に改修していくことが重要です。館内の図書やビデオなどの資料も古くなっていますので、新刊図書の購入とともにDVDへの移行が求められています。視聴覚ブースの機器についても更新が必要です。

布川地区コミュニティセンターも、定期的な建物調査や施設設備点検を実施し管理運営を行っていますが、建設から 26 年が経過し、施設の老朽化が進行しており、経年劣化等によりエレベーター等の大規模な改修事業が必要です。

生涯学習センターは、定期的な建物調査や施設設備点検を実施し管理運営を行っていますが、

建設から 18 年が経過し徐々に施設の老朽化が進んでいるため、施設・設備の改修が必要となっています。特に生涯学習センターのグラウンドに設置してあるバックネットやフェンスなどは、経年劣化により傾きが生じていることから、利用者の安全性を確保するため改修工事が必要です。

(2) その対策

ア 学校教育の充実

○確かな学力を身につけさせる教育の推進

- ・ティーム・ティーチングや少人数指導の充実を図ります。
- ・教科担任制の積極的な導入を図ります。
- ・一人一台端末の効果的な活用を図ります。
- ・ALT 等の積極的な活用により外国語教育の充実を図ります。
- ・指導のねらいや内容等を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。
- ・外国語による実践的なコミュニケーション能力を高めるための語学指導を充実させます。

○豊かな心を育む教育の推進

- ・教育相談員，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの活用を図ります。
- ・適応指導教室の活用を図ります。
- ・いじめ防止対策・適応指導教室設置事業等を展開し，いじめの早期発見と，発見した際の適切な対応に努めます。また，児童生徒に対しては，いじめ防止のための授業等の実施によりいじめ問題の克服に努めます。
- ・「考え，議論する」道德の時間の在り方を追究し，道德教育の充実を図ります。

○社会の変化に適切に対応できる教育の推進

- ・ICT 活用による学力向上を推進します。
- ・ICT を活用したプログラミング教材などの整備に努めます。

○自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進

- ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりに対し，早期からの一貫した教育的支援を図ります。

○教職員の資質の向上

- ・教育研究指導事業を推進します。
- ・県派遣事業の充実を図ります。
- ・教育研究会補助金の活用を図ります。

○給食内容の充実

- ・児童生徒の家庭内における食事内容の実態を的確にとらえ，栄養面に配慮しながら学校給食の内容を工夫・検討し，実践します。

○地域に開かれた学校づくり

- ・地域の方々と共に歩む学校づくりのもと，地域の人々とふれあい，地域と一体となった学校を形成します。

○人権教育・啓発の推進

- ・基本的人権が尊重される地域社会の形成を図るため，人権教育を推進します。

○教育施設・設備の充実

- ・老朽施設の改修などを計画的に進めるとともに，余裕教室の有効活用を図ります。
- ・バリアフリー化，省エネルギー化，防災機能強化等，社会情勢の変化に対応した施設整備

を図ります。

- ・教育内容や指導方法の変化に対応した教育機器、機材、備品等の整備充実を図ります。

○適正な学校規模の維持

- ・令和 5 年 4 月に小学校 3 校を現在の布川小学校へ統合し、適正規模の維持を図ります。

イ 生涯学習の充実

- ・より多くの町民が生きがいのある人生を築き、うるおいのある地域づくりを目指すため、生涯の各時期に求められる学習活動やボランティア活動、ふれあいを求める文化活動、健康で活力に満ちた生活のためのスポーツ活動事業の推進に努めます。

ウ 社会教育施設等の整備

- ・各施設の機能や設備の充実を図るとともに、計画的な修繕を行い適切な維持管理に努めます。
- ・図書館の施設・設備について適正な維持管理に努めるとともに、資料の充実を図り、より良い読書環境の整備に努めます。

【数値目標】

項目	実績値 (令和 2 年度)		目標 (令和 7 年度)
スクールソーシャルワーカーの相談において、事案が解決又は収束した割合	57.0%	⇒	90.0%
適応指導教室通級児童生徒の学校復帰割合	22.2%	⇒	50.0%
「利根町やその周辺の歴史講座」受講者数	47 人	⇒	80 人
図書館利用者 1 人当たりの貸出冊数	4 冊	⇒	5 冊

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎	小学校統合改修工事設計業務委託	町	
		小学校統合改修工事	町	
		小学校統合改修工事監理業務委託	町	

9 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設	校舎	布川小学校黒板更新工事	町	
			利根中学校教室ドア改修工事	町	
			利根中学校特別教室棟トイレ改修工事	町	
			利根中学校バリアフリー化工事	町	
			利根中学校バリアフリー化工事設計業務委託	町	
			利根中学校バリアフリー化工事監理業務委託	町	
			文小学校コンデンサ更新工事	町	
			文間小学校コンデンサ更新工事	町	
			利根小学校光回線化改修工事	町	
			利根小学校防火設備修繕工事	町	
			利根小学校給食室調理設備更新工事	町	
			利根中学校防火設備修繕工事	町	
		屋内運動場	布川小学校屋内運動場大規模改造工事	町	
			布川小学校屋内運動場大規模改造工事設計業務委託	町	
			布川小学校屋内運動場大規模改造工事監理委託	町	
			中学校屋内運動場大規模改造工事	町	

9 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	屋内運動場	中学校屋内運動場大規模改造工事設計業務委託	町	
		中学校屋内運動場大規模改造工事監理委託	町	
		中学校格技場大規模改造工事	町	
		中学校格技場大規模改造工事設計業務委託	町	
		中学校格技場大規模改造工事監理業務委託	町	
	屋外運動場	布川小学校遊具・器具塗装工事	町	
	水泳プール	布川小学校プール管理棟屋根塗装工事	町	
		布川小学校プール改修工事	町	
		布川小学校プール改修工事設計業務委託	町	
		布川小学校プール改修工事監理業務委託	町	
		利根中学校プール改修工事	町	
		利根中学校プール改修工事設計業務委託	町	
		利根中学校プール改修工事監理業務委託	町	
	その他	利根中学校駐輪場塗装改修工事	町	
		利根中学校渡り廊下塗装工事	町	

9 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	その他	布川小学校高濃度 PCB 廃棄物登録運搬業務委託	町	
		布川小学校高濃度 PCB 廃棄物処分業務委託	町	
		教育 ICT 整備事業	町	
		利根小学校用地測量業務委託	町	
		利根小学校東側出入口改修工事	町	
		利根中学校第二グラウンド門扉改修工事	町	
		学校跡地利活用事業	町	
	(3) 集会施設, 体育施設等			
	図書館	図書館空調設備改修工事	町	
		図書館空調設備改修工事設計業務委託	町	
		図書館空調設備設置工事	町	
		図書館トイレ改修工事	町	
		図書館LED照明化改修工事	町	
		図書館施設整備事業	町	
	集会施設	図書館DVD購入事業	町	
		図書館視聴覚機器更新事業	町	
		文化センターエレベーター設置事業	町	
		文化センター地下灯油タンク修繕	町	

9 教育の振興	(3) 集会施設, 体育施設等			
	集会施設	文化センター受水槽更新事業	町	
		文化センターホール照明改修事業	町	
		文化センター会議室 A 床補修事業	町	
		布川地区コミュニティセンター改修事業	町	
		布川地区コミュニティセンターエレベーター改修工事設計業務委託	町	
		布川地区コミュニティセンターエレベーター改修工事	町	
		生涯学習センター多目的室天井張替交換工事	町	
		生涯学習センターグラウンドバックネット等改修工事	町	
		生涯学習センターグラウンドバックネット等改修工事設計業務委託	町	
		生涯学習センター昇降機改修工事	町	
		生涯学習センター改修事業	町	
		小学校児童通学用バス運行業務委託	町	
		文化センター吸収式冷温水機修繕工事	町	

9 教育の振興	(3) 集会施設, 体育施設等			
	集会施設	布川地区コミュニティセンター 駐車場区画線修繕工事	町	
		生涯学習センターグラウンドバックネット等改修工事	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	小中学校 ICT 教育支援員配置事業	町	
		小中学校給食運営事業	町	
		学力向上推進事業	町	
		非常勤講師 (TT) 配置事業	町	
		適応指導教室設置事業	町	
		スクールソーシャルワーカー配置事業	町	
	その他	近隣大学との交流事業	町	
		外国語指導講師 (ALT) 配置事業	町	
		地域に開かれた学校づくり	町	
		教育相談員配置事業	町	
		語学指導事業 (英語検定料助成金)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・町内の宅地開発がほぼ完了したことから、今後は各地区別における出生数等を考慮しつつ、通学区域のあり方について検討するなど、適正な学校規模の維持に努めます。
- ・各小学校及び中学校を維持していくためには多額の経費を要するため、長寿命化や計画的な修繕により経費削減を図り、さらに余裕教室の活用や、体育館の開放等により、児童等の安全に配慮しながら、出来る限り施設の有効活用を図ることを検討します。

- ・学校有効活用にあたっては、地域の活性化に直結する施策を有機的に組み合わせ、地域と学校が連携・協力して地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、地域創生の実現を目指します。
- ・管理計画に基づき、計画的な生涯学習施設の修繕を実施し、適切な維持管理に努めます。また、利用者が高齢化していることに配慮し、施設利用の利便性の向上を図ります。
- ・社会教育系施設の多くは、築 25 年～36 年を経過して、施設の老朽化が進んでいるとともに、蔵書や展示資料などの劣化や陳腐化もみられます。今後は、管理計画との整合性を図りながら修繕等に努めます。
- ・大規模修繕が必要な施設は、長寿命化計画に基づき、施設の重要性や緊急性等を考慮した優先度を検討のうえ、効率的かつ適切な修繕を実施します。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

○空き家対策

近年全国的に人口の減少や住宅の老朽化，社会的ニーズの変化等に伴い年々空き家が増加し，火災の危険性や倒壊のおそれなど安全性の低下，公衆衛生の悪化，景観の阻害等多岐にわたる問題が発生し，社会問題となっています。

本町においては，昭和 40 年代から開発された住宅団地をはじめ，農村部においても高齢化が進み，空き家も増加傾向にあり，令和 2 年度末現在の空き家は，372 棟確認されています。

本町では，空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 27 年 5 月施行）を受け，平成 30 年度に「利根町空家等対策計画」を策定し，令和 3 年度に利根町空き家等の適正管理に関する条例を施行し，空き家の現状調査と適正管理に努めています。また，平成 23 年度から空き家バンク事業を創設し，空き家の解消と利活用を進めています。

(2) その対策

○空き家等対策

- ・ 空き家の現状を調査・把握し，利根町空家等対策計画に基づき適正管理を促します。
- ・ 空き家バンクの成約件数を増やすことで，空き家の解消に繋がります。

【数値目標】

項目	実績値 (令和 2 年度)		目標 (令和 7 年度)
空き家全体のうち適正に管理されている空き家の割合※	86%	⇒	90%
空き家バンク物件成約件数（累計）	65 件	⇒	85 件

※店舗，長屋，共同住宅は除く

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	空き家子育て活用促進奨励金 空き家リフォーム工事助成金	町 町	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 芸術文化の振興等

県指定無形民俗文化財として指定されている「利根地固め唄」は、「利根地固め唄保存会」の会員が町民納涼大会をはじめ、県主催の催しや各種イベント等で幅広く披露され親しまれています。これらを次世代へ継承するため、子供たちへの指導を行い、実際に一緒に舞台に立つなど伝統の継承にも力を入れています。近年では、「利根地固め唄保存会」会員の高齢化による後継者不足が問題となっており、次世代への継承が急務となっています。

本町の文化芸術の核となる文化協会は、より多くの方に文化芸術に親しんでいただくことを目的に、毎年文化祭や各部門による芸能・芸術発表会等を自主運営し開催しています。

また、ボランティアによるまちづくり事業として、「音のまちTONEふれあいコンサート」等を開催しています。

「文化センター秋のコンサート」事業については、文化と芸術性の高い音楽を主なテーマとして毎年開催しており、町民による実行委員会を組織し運営を行っています。

今後も、更なる住民主体のまちづくり事業の推進、参加者の拡大に向けた取り組みが重要となります。

イ 資料館等の施設の整備

町の文化遺産は、後世に残さなければならない大切なものであり、県・町指定の文化財を適切に保存していかなければなりません。文化財を展示、保存している歴史民俗資料館も老朽化が進んでおり、保存してある文化財も劣化等が見られるため、ともに維持修繕が必要です。

歴史民俗資料館に展示、保存している貴重な文化財や古文書などをカビや虫食いから守るため燻蒸業務が定期的に必要です。

赤松宗旦生家、柳田國男記念公苑といった本町に深いかかわりある人物の歴史を伝えるための建築物を復元し、当時の様子を後世に伝承しています。建物が当時の建築様式を用いて建てられているため、定期的な維持修繕が必要となっています。

(2) その対策

ア 芸術文化の振興等

- ・「利根地固め唄」を町公式ホームページ等で広く周知するとともに、次世代への継承及び会員の確保に関する支援を行います。
- ・文化協会の組織強化を支援します。
- ・音のまち TONE 推進委員会を支援します。
- ・ふれあい楽集事業（届ける音楽）の充実に努めます。
- ・芸術文化に関する講座や教室を開催します。
- ・「文化センター秋のコンサート」事業の充実に努めます。

イ 資料館等の施設の整備

- ・歴史民俗資料館の整理や展示物の入れ替えなど展示の充実及び保存に努めます。
- ・歴史民俗資料館を、町公式ホームページ等で広く周知し利用者の増加に努めます。
- ・各施設の点検を実施し、維持修繕に努めます。

【数値目標】

項目	実績値 (令和 2 年度)		目標 (令和 7 年度)
歴史民俗資料館の来館者数（年間延べ人数）	309 人	⇒	600 人

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 地域文化 の振興等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	利根地固め唄保存会補助金 文化財燻蒸事業 文化センター秋のコンサート事 業	町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・不具合が生じてから修繕を行う事後保全管理から，日常的な点検や診断等により損傷等を早期発見する予防保全型管理への転換により，安全の確保を図りながら修繕費用の平準化及び縮減に取り組めます。

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

○再生可能エネルギーの利用の促進

再生可能エネルギーの普及促進のため、平成 26 年度から太陽光発電システムの設置費を一部助成する事業を開始しました。しかし、太陽光発電システムの設置にあたって、設置コストや、売電単価の減額等の課題があり、普及にはより一層の啓発を図る必要があります。

(2) その対策

○再生可能エネルギーの利用の促進

令和 3 年度より、自立・分散型エネルギー設備（蓄電設備）の茨城県の補助事業を導入しました。太陽光発電システムの設置費の一部助成と併用することで、設備の導入負担を減らし、再生可能エネルギーの利用の促進に努めます。

【数値目標】

項目	実績値 (令和 2 年度)	⇒	目標 (令和 7 年度)
太陽光発電システム設置費補助金交付件数	7 件		20 件

(3) 計画

事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 再生可能エ ネルギーの利 用の促進	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 再生可能エネルギ ー利用	太陽光発電システム設置費補助金	町	
	(3) その他	自立・分散型エネルギー設備導入 促進事業費補助金	県	

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 利根町元気プロジェクト

本町は、少子高齢化に伴い、これまで様々な高齢者施策を推進してきました。しかし、子供や学生など、若い世代へ直接働きかけるような事業が手薄になっているという現状があり、人口減少の要因の一つとなっている若い世代の人口流出に歯止めをかけるための施策や、町の魅力度や認知度を向上させ町外からの移住者を獲得するための取組が喫緊の課題となっています。

イ 結婚記念証交付事業

少子高齢化を背景に人口減少が進む中、地域社会の機能低下を防ぐためには、次世代の担い手である若者に、町に対して愛着心を持ってもらい、町内定住促進等を進めることが重要な課題となっています。

ウ 広報体制の強化

これまでの町広報紙や、町公式ホームページは、町からの一方的な情報発信に留まり、多くの方に興味を持ってもらえるものではなかったことから、時代に即したデザインや内容に変えていく必要があります。

今後は、これまでの広報手段に加え、SNSなど様々なメディアを活用するなど、町の魅力や情報等を積極的に町内外に発信することで、多くの方に注目してもらい町の認知度の向上や、移住定住に繋がるような広報活動を行う必要があります。

(2) その対策

ア 利根町元気プロジェクト

- ・本町では、未来を担う若者たちの「元気」が、町を若返らせ、活性化させるための無限の可能性を秘めた貴重な資源ととらえ「利根町元気プロジェクト！」を推進しています。
- この元気プロジェクトでは、子どもや若者をターゲットとしたイベントやワークショップなど様々なコンテンツを通して若者たちのシビックプライドの醸成を図るとともに、町の活気や魅力を効果的なシティプロモーションにより町内外へ広く発信し、認知度や魅力度を高め、移住者・定住者の獲得を目指します。

イ 結婚記念証交付事業

- ・本町に婚姻届を提出された方に町オリジナルの結婚記念証を無料で交付し、婚姻を祝福するとともに、大切な思い出の地となる町の魅力を発信し、町に対する愛着心を醸成し定住に繋がります。

ウ 広報体制の強化

- ・広報紙については、写真を多く取り入れカラーページを増やす他、町民参加型にするなど、読み手の興味を引くような広報紙へ移行していきます。
- ・町公式ホームページについては、現在のホームページを見直ししていく他、町外に発信するための拡張性の高い専用サイトの構築に着手します。

- ・リアルタイムで情報発信が可能なSNSのほか、移住定住・田舎暮らしに関する情報誌や各種メディアを活用し、全国に情報を発信していきます。

【数値目標】

項目	実績値 (令和2年度)		目標 (令和7年度)
町行政アプリのダウンロード件数（累計）	—	⇒	3,000 件

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		利根町元気プロジェクト	町	
		広報体制強化推進事業	町	

事業計画（令和３年度～７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 移住・定住 地域間交流の 促進，人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	利根 welcome プロジェクト	町	将来にわたり，本町への移住のPRという点 で，移住促進に資する事業です。
		新築マイホーム取得助成金	町	将来にわたり，新築住宅取得支援という点 で，移住・定住促進に資する事業です。
		わくわく茨城生活実現事業移住 支援金	町	将来にわたり，移住者への経済的支援とい う点で，移住・定住促進に資する事業で す。
		駅伝大会事業	町	町内外から多くの参加者が参加し，競技を 通じ，地域住民の健康づくり及び近隣市町 村との地域間の交流が図れる事業です。
		町民運動会事業	町	町の総スポーツ祭として継続的に行うこと により，町民の心身の健康増進に繋がり， また，町民融和を図ることを目的としてい る事業です。
		ウォーキング大会事業	町	参加者の健康増進や世代及び近隣市町村と の交流を促し，町の名所等を歩く事業で す。
		子どもスポーツ教室事業	町	日本ウェルネススポーツ大学と連携し，大 学との交流や継続して行うことにより，子 どもたちの健康や体力の基礎を養うことが 出来る事業です。
3 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業	まちなか・商店街活性化事業	町	空き店舗を活用し，新たな地域商業の在り 方を模索します。また，町の将来を担う人 材の発掘・育成をすると共に，地域の魅力 発掘や発信等を展開する事業です。
		利根町観光協会補助金	町	観光振興と町の文化や伝統の保持・発展を 図ることは，町民が誇りと生きがいを持っ て生活するために必要であり，観光による 町づくりは地域活性化に大きく寄与する事 業です。
		がんばる農業者応援事業	町	新規作物の導入や栽培方法の改善等に取り 組む意欲のある認定農業者等に対し，機械 や施設の導入等に補助金を交付する事業で す。

3 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	利根うめえもんどころ認定事業	町	高品質で高値で売れる米づくりに取り組む農業者に対し土壌改良や食味値検査を支援する事業です。
		生産調整推進対策事業	町	主食用米の価格及び農業経営の安定を図るため、需要に応じた生産を推進し飼料用米等を作付けした面積に応じて補助金を交付する事業です。
		商工業振興助成事業	町	町内共通商品券の販売事業を支援し、消費者の購買意欲の向上を促進し、将来にわたり、町内産業の振興と経済の活性化を図る事業です。
		まちなか・商店街活性化事業	町	空き店舗を活用し、新たな地域商業の在り方を模索する。また、町の将来を担う人材の発掘・育成をすると共に、地域の魅力発掘や発信等を展開する事業です。
		企業誘致促進事業	町	将来にわたり、地域の活性化に資する事業です。
		大平地区計画策定業務委託	町	将来の土地利用に資する事業です。
5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	ふれ愛タクシー運行事業	町	将来にわたり、公共交通の安全性や利便性の向上に資する事業です。
		福祉バス運行事業	町	高齢者など交通弱者のため医療機関や商業施設など無料で町内を巡回運行する事業です。
6 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	浄化槽設置整備事業費補助金	町	設置費用等の一部を補助し、生活時排水による公共用水域の水質汚濁を防止する事業です。
		自主防災組織活性化補助	町	自主防災組織費用の一部を補助し、地域防災力の向上に寄与する事業です。
		避難行動要支援者システム保守	町	活動費用の一部を補助し組織の、活性化を図る事業です。

7 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	がん検診, 健康診査等事業	町	町民を対象に疾病の早期発見早期治療につなげることを目的としている事業です。
		感染症予防対策事業	町	さまざまな感染症の蔓延防止のための事業です。
		健康づくり事業	町	いつまでも自分らしい生活を送るための健康づくりに関する事業です。
		妊産婦健診・相談事業	町	妊娠中, 出産後における健康相談, 健康診査等を実施し妊娠期からの妊産婦支援体制の整備を行う事業です。
		乳幼児健診・相談事業	町	乳幼児の発育・発達状態などの確認を実施し, 健康保持及び増進を図る事業です。
		親子療育指導・相談事業	町	就学前までの親子を対象に, 専門のスタッフによる療育指導を実施する事業です。
		子育て支援に関する事業	町	就学前の子育て期で支援が必要な方へ, 相談しやすい環境づくりや関係機関との連携による, サポート体制の充実を図る事業です。
		健康情報データ管理事業	町	効果的な保険事業を実施するため, 町民の健康情報の管理を行います。
		介護予防・生活支援サービス事業	町	多様な主体(事業所・ボランティア・NPO 等)による介護予防及び生活支援サービスの提供を図る事業です。
		通いの場事業費	町	気軽に集える場を地域に創出し, 介護予防活動を推進する事業です。
		在宅介護医療連携推進事業	町	在宅医療と介護サービスを, 一体的に提供するための関係者の連携を推進, 及び充実を図る事業です。
		緊急通報体制等整備事業	町	急病等の緊急時にボタンを押すだけで通報できるシステムを貸与する事業です。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	老人クラブ連合会助成事業	町	単位老人クラブの統括を図り、町内における老人クラブ活動の活性化と高齢者の社会参加を推進する事業です。
		高齢者等買い物弱者移動販売事業	町	高齢者等買い物物が困難な方に向けて移動販売を実施する事業です。
		単位老人クラブ助成事業	町	地域における老人クラブ活動を推進し、明るい長寿社会と健康づくりや生きがいを創出するための事業です。
		介護予防普及啓発事業	町	介護予防教室等の開催や介護予防の普及啓発を推進する事業です。
		地域介護予防活動組織支援事業	町	町民主体のボランティア組織の活動支援及び人材育成を推進する事業です。
		特定健康診査等保健事業	町	生活習慣病の有病者・予備群を減少させることを目的とする事業です。
		医療福祉費支給事業	町	健康保険等が適用された、病院・診療所・薬局などの費用を助成する制度で、対象者の健康保持促進と住民福祉の向上を図る事業です。
		地域子育て支援拠点事業	町	地域の子育て相談の窓口や、親と子の交流の場を提供することで、子育て家庭の福祉向上に資する事業です。
		病児保育事業	町	保護者が働きながら安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る事業です。
		子育て応援手当支給事業	町	新生児の出産に対し新町民の誕生を祝福するとともに、明日の地域づくりを担う子ども達の健全な育成を願い手当を支給する事業です。
		妊娠・出産祝い品支給事業	町	産前産後の母親の不安軽減と、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的とした事業です。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	放課後児童対策事業	町	保護者が労働等により昼間留守家庭となる小学校の児童を対象に、授業終了後に遊びを主とする生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	利根町地域医療教育ステーション事業	町	筑波大学が県内で精力的に地域医療に取り組んでいる診療所を研修ステーションとして指定し、専任の指導医を派遣して学生・研修医の地域医療の教育をする事業です。
		取手北相馬休日・夜間緊急診療所運営負担金	町	取手北相馬地区の指定医療機関に対し休日夜間医療体制整備のため負担金を支払う事業です。
		常総地域病院群輪番制運営負担金	町	常総地域の指定医療機関に対し休日夜間医療体制整備のため負担金を支払う事業です。
		常総地域小児救急医療輪番制運営負担金	町	常総地域の指定医療機関に対し休日夜間小児救急医療体制整備のため負担金を支払う事業です。
		在宅医療・介護連携推進事業	町	取手市・守谷市と共に取手市医師会に委託し、広域で在宅医療と介護の提供体制の充実を図る事業です。
9 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	小学校児童通学用バス運行業務委託	町	将来にわたり、児童の安全安心な通学を確保するための事業です。
		小中学校 ICT 教育支援員配置事業	町	将来にわたり、グローバル社会で活躍できる人材の育成を実施するための事業です。
		小中学校学校給食運営事業	町	将来にわたり、児童生徒の栄養面を考慮した給食を提供するための事業です。
		学力向上推進事業	町	学習に取り組む態度を養い、個性を活かす教育の充実に努められるよう基礎学力の定着を向けた事業です。
		非常勤講師（TT）配置事業	町	個々の児童の学習到達度に合わせた、基礎力・応用力を高める学習の工夫を図り、個に応じた指導の充実を図っていく事業です。

9 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	適応指導教室設置事業	町	児童・生徒一人一人の状況を踏まえ、児童生徒の必要な学習を継続できるよう、学校復帰に向けた学習指導や教育相談を行っていく事業です。
		スクールソーシャルワーカー配置事業	町	不登校等の問題を抱える児童生徒及び保護者の社会的環境を改善し解決に向けた支援を行うため、専門的知識、技能を活用し、問題の解決に向けて行う事業です。
		近隣大学との交流事業	町	児童生徒の豊かな育成を目指し、芸術的感性と学習意欲が高められるよう、絵画制作への基礎技術向上へつなげる事業です。
		外国語指導講師（ALT）配置事業	町	社会の急速なグローバル化が進展する中、英語力の一層の充実とした英語教育の推進及び国際理解教育の充実を図っていくための事業です。
		地域に開かれた学校づくり	町	地域や子どもたちの実情に応じた教育を可能とする特色ある学校づくりや自主的・自律的な学校運営を行い、保護者や地域住民が学校運営の状況について把握し、積極的に参画できるよう行っていく事業です。
		教育相談員配置事業	町	児童生徒及び保護者が学校または学校外で抱える問題について、教育相談を実施していく事業です。
		語学指導事業（英語検定料助成金）	町	外国語への関心を高め、コミュニケーション能力の育成や基礎知識を養い、英語を学べる環境を整備する事業です。
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	空き家子育て活用促進奨励金	町	中学生以下の子供と同居する方が空き家・空き地バンクを利用して購入または賃借した場合に助成することで、空き家・空き地バンクの利用促進を図る事業です。
		空き家リフォーム工事助成金	町	空き家・空き地バンクを利用して所有者または購入・賃借をして5年以上居住する方に助成することで、空き家・空き地バンクの利用促進を図る事業です。

11 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	利根地固め唄保存会補助金	町	県指定無形民俗文化財に指定されている「利根地固め唄」を茨城県民及び後世に周知及び伝統文化を継承していくための活動を行う事業です。
		文化財燻蒸事業	町	貴重な歴史資料や文化財を管理保存し、後世に受け継ぐことができる事業です。
11 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化センター秋のコンサート事業	町	文化芸術に触れ、潤いのある街づくりを図る事業です。
12 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	太陽光発電システム設置費補助金	町	太陽光発電システムの設置費を一部助成し、再生可能エネルギーの利用の促進を行う事業です。
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	過疎地持続的発展特別事業	利根町元気プロジェクト	町	将来にわたり、町内外へ広く町の魅力を発信する事業です。
		広報体制強化推進事業	町	様々な情報発信媒体を効果的に活用し、暮らしに役立つ情報や魅力の発信を行い、移住・定住・関係人口の促進を図る事業です。